**平成２７年（フ）第１９８号**
札幌市白石区川下３条４丁目５番19号　クレール川下205号
債務者　菅野久美子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２９号**
群馬県高崎市東貝沢町３丁目22番地３　ドリームハイツ103号
債務者　村田美由紀
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第９４４号**
埼玉県蓮田市東１丁目６番７号　第２双葉マンション301号、旧住所埼玉県蓮田市東１丁目６番７号　第２双葉マンション108号
債務者　小峰　千鶴（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第２４号**
さいたま市見沼区東大宮５丁目22番地14　東大宮プラザＡ401
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４４号**
埼玉県川口市芝新町10番17―703号　第５メゾン小泉芝新町、旧住所埼玉県川口市上青木１丁目22番25号
債務者　松本進太郎
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５８号**
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台１丁目25番地３
債務者　内山　敏彦
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
埼玉県春日部市豊町６丁目20番１号
債務者　神谷　和成
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第４６号**
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番10号　朝日パリオ上福岡111号、前住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目４番43号　シティハイムコンフォール201
債務者　畠山　光子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第８４号**
埼玉県狭山市柏原137番地の３
債務者　新倉布美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第８９号**
埼玉県ふじみ野市上ノ原３丁目３番地15　ラミアカーサ205、前住所東京都豊島区南長崎２丁目20番11号　福沢荘202号
債務者　岡田　充弘
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第９号**
千葉県旭市イの3511番地　恵ハイツ105号室
債務者　**菅**谷　房子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３号**
千葉県匝瑳市高186番地２
債務者　佐久間雅文
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４号**
千葉県匝瑳市高186番地２
債務者　佐久間正江
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２７年（フ）第２９号**
静岡県御殿場市新橋1685番地の１　メープル南Ａ101、前住所静岡県富士市桑崎1025番地の29
債務者　日**吉**　秀介
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第６号**
京都府福知山市前田新町102番地　府営西佳屋野団地１棟202号、前住所京都府福知山市字新庄714番地の５　田邊方
債務者　辻村奈美子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２７年（フ）第１６号**
島根県出雲市大津町3751番地　市営西谷住宅512号室
債務者　河井　榮子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２７年（フ）第９号**
島根県益田市土田町531番地
債務者　高橋　鐵夫
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
松江地方裁判所益田支部